

Intellectual Cabinet

The Tokyo Foundation



No. 60

インテレクチュアル・キャビネット december 〇● 2001

特集●構造改革、断行。

【財政改革】 歳出の中身の改革を断行せよ

大田弘子

不良債権処理という数値目標と制度改革を
時間差で行なうという方法は正しいが、
問題は歳出の中身の改革をどう断行するかである。

【特殊法人改革】 今度こそまともな改革を

田中一昭

誰も責任を取らない仕組みである特殊法人制度に
メスを入れるのが今回の改革であり、
これは日本の社会・経済構造にかかわる問題である。

【交付税改革】 地方分権にふさわしい制度を

跡田直澄

地方交付税額算定ルールの簡素化と
単位費用の引き下げ、そして
交付税額に増収効果反映ルールの導入が必要である。

●特別寄稿

山田厚史

「テロ対策」という軍事行動と距離を

日本は「大国の奢り」に同調すべきではない。
PKOやPKFでは別途編成した「国際平和協力隊」を派遣すべきである。



写真提供／読売新聞社

歳出の中身の改革を断行せよ

大田弘子 政策研究大学院大学教授

おおた・ひろこ

経済財政諮問会議が、「中期経済財政展望」と来年度予算編成の「基本方針」を決定したことで、小泉内閣における財政改革が本格的にスタートした。

経済財政諮問会議は、当初から財政改革は2段階で進めることを示していた。第1段階は不良債権処理が完了するまでの期間で、ここでは本格的な財政引き締めは行わず、量的には緩やかな引き締めにとどめ、それをテコに歳出の中身の改革を行なう。そして、その後の第2段階では、プライマリー収支の均衡を目標とした引き締めを行なう、というものである。

この2段階の進め方は妥当だ。当面は不良債権処理に注力せねばならないし、また、歳出改革が相当にむずかしい課題であることを考えると、数値目標と制度改革の両面が不可欠だからである。それを時間差をつけて行なうという方法は正しい。

方法論は正しいが 問題は歳出の中身の改革をどう断行するか

今回の中期経済財政展望は、このうち最初の段階についてのものである。歳出の総枠として、来年度予算には「国債発行額30兆円以下」の目標を堅持し、2003年度以降については、歳出規模の対GDP比を現状より増やさないという目標が設定された。財源の制約がなければ、歳出の重点化はできるものではない。だから、この方法も妥当だ。

このように方法論はいいのだが、問題は歳出の中身の改革をどう断行するか、である。歳出は選挙の票に直結するから、削減は常にむずかしい。改革がとくに必要な分野は、公共事業・社会保障・地方財政だが、この3分野での抵抗の強さはすでに現実のものとして現われている。

歳出改革は、政策の「ガバナンス」を明確にする作業でもある。納税者の立場で、資源が最大限に生かされるよう監視・改革するのが、政策のガバナンスである。たとえば、公共事業は、住民のために良いものを安く造る仕組みになっているのか、それとも業者の利益が優先されているのか。医療制度は、利用者と供給者のどちらを重視した制度になっているのか……。納税者の立場に

財政改革とは、新しい経済構造のもとで

日本の持てる資源を最大限に生かすための改革である。

不良債権処理という数値目標と制度改革を時間差で行なうという方法は正しいが、問題は歳出の中身の改革をどう断行するかである。



2001.12.15

たつての改革である以上、常に議論をオープンにし、納税者が判断しやすいかたちで情報を提供しつづけることが重要だ。経済財政諮問会議が方針を提示し、それを各分野のタスクフォースにおろして議論をつめていく必要がある。

納税者が判断しやすいかたちでの情報提供という点では、税金や財投資金など、資金の流れを明らかにしていくことも重要だ。現在は、資産と負債の状況、特別会計への資金の流れなど、重要情報が把握できない状態にある。公会計の改革を一段と加速させる必要がある。

国税から地方税にどの税源を移管するかは今後の財政の姿を左右する重要なテーマ

さて、以上の歳出改革に関連して、これから議論を本格化させるべき2つの問題を指摘しておきたい。

第1は、地方の財源のあり方についてである。地方分権については、内閣府に設置された地方分権改革推進会議で議論が行なわれているが、財政・税制については経済財政諮問会議もあわせて検討を行ない、議論のスピードを速める必要がある。なぜなら、地方交付税をどう変え、国税から地方税にどの税源を移管するかは、今後の財政の姿を左右する重要なテーマだからである。

また、歳出改革にあたっては、持続的に規律が働く仕組みをつくっておく必要がある。すなわち、受益と負担とがある程度セットで受け止められるような歳出・歳入構造をつくっておかねばならない。その際に、最も重要なのは地方財政の改革だ。地方自治体の行政サービスをみずからの負担とセットでとらえ、必要性を判定するには、地方交付税を中核とする現行制度を廃止し、ナショナル・ミニマムを確保するための最小限の財政調整制度を再構築する必要がある。

消費税をどう位置づけるかは社会保障制度改革と密接につながる

第2は、本格的な税制改革の議論をスタートさせることだ。実際の増税は、財政改革が第2段階にはいつてからになるが、議論はすぐに始める必要がある。なぜなら、消費税をどう位置づけるかは、社会保障制度改革と密接につながるからである。今後の福祉財源として暗黙のう

ちに消費税が念頭におかれているが、このまま社会保障制度改革が進まなければ、かなり高い消費税率になる。将来の税率を明確に示すことは、社会保障制度改革の機運を高めることにつながるだろう。また、消費税には、益税解消という難題もある。この問題は、税率引き上げ以上に強い抵抗が予想されるが、益税を放置したままで税率を引き上げるわけにはいくまい。

以上2点は、現在の歳出構造改革と密接に関連する話だが、税制改革には他に大きな課題がある。それは、高齢化によって負担増が避けられないなかで、それをどうにかたちで担えば、経済活動への歪みを最小にし、持続的な成長が実現するか、という課題だ。この将来像は簡単につくれるものではない。その意味でも、早く議論を進める必要がある。

2007年から人口が減少に転ずることを危機感を持って受け止めなくてはならない

最後に、言わずもがなのことながら、財政改革の意味するところを確認しておこう。財政改革は単に収支尻をあわせるためのものではない。IT(情報技術)革命や、アジアとの競争構造の変化、高齢化、など新しい経済構造のもとで、人材、資金、技術力、地域の魅力など日本の持てる資源を最大限に生かすための改革である。たとえば、地方自治体への財政調整制度を改革するのは、地方が「背水の陣」でみずからの経済活性化をはかるところに本旨がある。公共事業改革や特殊法人改革、補助金や租税特別措置の改革は、70年代から強固につくられてきた政府依存の構造から脱却することに意義がある。

わが国では、2007年から人口が減少に転ずる。このことをもう少し危機感を持って受け止めなくてはならないのではないか。人口減少は、戦争の時期を除いて日本が初めて経験することであり、人口が減るなかでいかに生活の質を維持するかが、これからの大テーマとなる。そのために効率的でスリムな政府をつくらねばならないし、新陳代謝のある若々しい経済をめざさなくてはならない。

しかし、改革のための時間があまりにも少ない。このことを、財政改革の出発点として、もう一度確認する必要があると思う。



写真提供/毎日新聞社

今度こそまともな改革を

特殊法人制度は、結果において後世代にツケを回すシステムになっており、

しかも、誰も責任を取らない仕組みになっていて、経営体とはいえない。

これにメスを入れるのが今回の改革であり、

特殊法人改革は日本の社会・経済構造にかかわる問題である。

田中一昭 拓殖大学政経学部教授

たなか・かずあき

行政改革のたびごとに必ず特殊法人が取り上げられる。厳しい財政下で認可法人を含めて毎年約5兆3000億円の補助金等と約24兆4000億円の財政投融资を受けているからというだけではない。非効率な運営とその一因となっている天下り、不透明な経営実態、その結果もたらされるであろう後世代に対する莫大なツケなどが理由である。しかし、いま問われているのは、特殊法人の改革が日本の社会・経済の構造にかかわる問題であるからである。

官と民、国と地方の在り方から まず問い直されなければならない

特殊法人の事業は、原則として政府の政策の執行である。したがって特殊法人改革の基本的視点は、事業の効率的運営は当然としても、それ以前の問題として、そもそも政府としてその事業を行なうことが必要かということである。官と民、国と地方の在り方からまず問い直されなければならない。国の政策自体の有り様が問われているからこそ構造改革なのだ。

さらに、いま改革すべきだとする理由は、改革断行を標榜する小泉内閣だからである。頑なともいえる改革姿勢がなければ特殊法人の改革はできない。また、特殊法人改革は、中央省庁再編の仕上げの一環だということである。特殊法人制度の反省に立って創設された独立行政法人制度は、当然に特殊法人の見直しを求める。

11月21日に政策提言 「特殊法人等個別見直し試案」を発表

政府は昨年12月「行政改革大綱」を閣議決定し、最重要項目として特殊法人問題を取り上げ、改革に当たっての検討項目とスケジュールを決めた。すべての特殊法人と認可法人を対象（163法人）として抜本的な見直しを行ない、年内に「整理合理化計画」を策定することとしている。

まず各法人の事業を見直し、そのうえで組織を見直すというオーソドックスな手順を踏み、節目ごとに所管省庁の意見と行革推進事務局の考え方を対比しそれを公表するなど、改革プロセスの透明性を維持しようとしている姿勢は評価できる。しかし、事業の見直しが政策の見直しであることを考えると、行革大綱には一つの懸念があった。見直しに際して、第三者による評価の仕組みが



2001.12.15

欠けていたからである。

私たちはその点を重視し、民間の立場から研究し、政策提言する必要があると考えた。本年4月にプロジェクトを立ち上げ、資料の整理・分析を進めるとともに、有識者、実務家、政治家、主要な法人の役員等からヒアリングを行なった。その間8月14日には政府の「特殊法人等の個別事業見直しの考え方について」の公表（8月10日）を機に、「改革の考え方」について中間報告を、また、去る11月21日には、研究結果を「政策提言——特殊法人等個別見直し試案」として有識者、報道関係者等にブリーフィングした。

特殊法人改革の方向は 大部分が廃止ないし民営化である

「中間報告」のポイントから説明する。ここで示した改革の視点が個別法人の見直しのいわば篩となったからである。

- ①廃止・民営化が原則。民でできることを官がやってはならないし、地方でできることを国がやってはならない。改革のプロセスは、第1に、国がやるべきかどうかをまず問い、「国がやるべきではない事業」は廃止、民営化または地方移管、第2に、国がやるべき事業であっても「代替手段の有無」を問い、代替手段があれば廃止、民営化、民間委託または地方移管、第3に、代替手段がない場合、費用が便益を上回れば廃止、第4に、便益が費用を上回る場合、類似事業を行なっている独立行政法人があればそれと統合し、ない場合には独立行政法人化する。
- ②廃止・民営化に伴う措置（法的措置、財政措置、職員問題等）、手続等を明確にする。
- ③改革は国民の支持があってはじめて実現されるのであるから、改革のプロセスを常に透明化し国民への説明責任を徹底する。
- ④「公的法人監理庁（仮称）」を内閣府に設置し、独立行政法人、公益法人等を監視・支援させる。わが国では特殊法人等をすべて各省庁が所管してきた。各法人が各省庁の事務遂行の手段とされてきたからで、それが合理的だと考えられてきたからであるが、反面、天下りや馴れ合いの業務運営など多くの問題をもたらしもきた。

「特殊法人等個別見直し試案」は、163の特殊法人等について一覧表とし、個別に、法人名、主な事業、当該事業の評価および措置、法人の改革の方向、備考の欄を設け表示した。中間報告の「改革のプロセス」の第1から第4まで順次篩にかけ、政治的な困難性は一応横において判断した。改革の方向は、大部分が廃止ないし民営化である（詳細は東京財団ホームページ<http://www.tkfd.or.jp/jp/research/index.html>をご覧ください）。

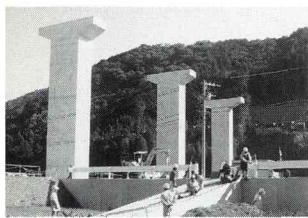
当該法人、所管各省庁、いわゆる族議員、関係業界は当然のことながら反対した。一般の国民自体が改革に懸念を示すのも予期した通りである。既存の制度に慣れ親しみ、改革試案は経験しないことであるから不安を持つのも無理はない。各法人の実態や改革の方向について日常的な情報が不足していることが原因だと思われる。

行革の要諦は 基本的な理念を大事にすることである

試案を公表した段階で改めてはっきりしたことは、第1に、当該法人や所管省庁をはじめ族議員が、民間や地方には任せられない、とにかく国がやらねばならないとする抜き難い考えに立っていることである。また、試案では政策金融については原則廃止または民営化としているが、民間金融機関は中小企業には貸してくれないからどうしても政府機関が要る、ましてこの不景気なときに最大限活躍しているのではないかと主張する。

現状は、各省別に政策金融機関を持ち民間金融機関を排除してきた結果であって、長期、低利、固定に固執するならば、最も譲歩した場合でも、貸出し対象の定義を明らかにし、民間にやらせて、国が保証するなり利子補給すれば可能はずであり、まして改革は目先の話ではない。

行革の要諦は、改革の基本理念を大事にすることである。特殊法人という制度は、常に需要は過大に、費用は過小に見積もり、財投等からの借入れにより何年か先に、否、何十年か先に辻褄が合う形を作り、結果において後世代にツケを回すシステムになっており、しかも、誰も責任を取らない仕組みである。経営体ではないのだ。これにメスを入れるのが今回の改革である。



写真提供／読売新聞社

地方分権にふさわしい制度を

現行の交付税制度では、不交付団体である豊かな地域の生産意欲や

納税インセンティブが阻害され、経済の活性化を妨げることになる。

まず、地方交付税額算定ルールの簡素化と単位費用の引き下げが必要であり、

第二に、交付税額に増収効果反映ルールの導入が必要である。

跡田直澄 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

あとだ・なおすみ

地方分権が推進されはじめている今日、自治体は公共サービス提供競争に直面している。そうした競争下でも、豊かな自治体と貧しい自治体の間で資金を移転する再分配制度には一定の意味があるといえる。しかし、問題は、現行の地方交付税制度では、3200を超える市町村のうち、151の不交付団体を除く大多数の地方自治体が交付税を受け取り、しかも長期間にわたり支援を受けているにもかかわらず、いっこうに自立の展望が開けていない自治体が多いことにある。個人へのナショナル・ミニマム保障は政府の重要な役割であるが、組織としての自治体を個人と同列で保護する必要はない。

現行の交付税制度は 存在意義も算定根拠も不明確

現行の交付税制度は、すべての自治体にナショナル・ミニマムとしての公共サービス提供を保障することを目的としている。そのため、各自治体について測定単位、補正係数、単位費用から基準財政需要額を計測し、それが歳入から求めた基準財政収入を上回る分を交付税額として交付している。しかし、補助金や単独事業を増やせば、基準財政需要も増大するので、ナショナル・ミニマムとはいえない必要以上の公共サービスも保障対象としてきた。これは、交付金制度の悪用ともいえるもので、結果として制度の信頼性を著しく低下させている。

また、交付税規模を増大させてきたもう一つの要因は単位費用の大きさである。各需要項目の測定単位はほとんどが人口・面積・距離などの客観的指標であるが、単位費用は地方財政計画で決まる交付税額に基づいて設定されている。つまり、単位費用は地方財政計画によって決まった交付税額から逆算して求めたものにすぎず、これを公共事業の建設単価と同様に、民間ベースより高く設定すれば、交付税規模はいくらでも拡大できる仕組みになっているのである。

地域活性化につながらず 地方行政管理につながる交付税

基準財政需要項目は、投資的経費と経常的経費のそれぞれについて積算されているが、なぜ同じ項目で投資的経費が長年にわたり計上されるのか、その根拠は不明で



2001.12.15

ある。社会資本は生活基盤や生産基盤の整備のために形成されるものであり、投資的経費はそのために計上されているはずだ。必要な金額が一度計上され、それが建設されたならば、耐用年数まではその需要は発生しないのであるから、基準財政需要の算定から除外すべきである。

しかも、もし意味のある社会資本が形成されていれば、地域の経済活動は活性化し、基準財政収入も当然増大するはずである。しかし、実際にはその社会資本形成の効果がほとんどないため、一定規模の交付税が毎年交付され続けているのである。

また、地方財政計画は、独自収入や国庫支出金などの収入予測と歳出予測からその差額として地方交付税額を決定する。しかし、この計画の規模は実際の財政規模より3兆円から5兆円小さくなっている。つまり、現行の交付税制度は計画的に定めた一定規模の資金をいかにももっともらしいルールを作って配分しているだけの制度にすぎない。

総務省は地方分権を推進するといっているが、一方でこれほど非現実的な計画のもとで地方自治体を100%管理しつづけている。地方分権を真に実現するのであれば、一刻も早く、このような社会主義的な計画主義の呪縛から脱却することが必要である。

交付税算定ルールの大幅な簡素化と 単位費用レベルの引き下げを

交付税制度改革としては、第1に交付税算定ルールの簡素化と単位費用レベルの引き下げが必要である。現行の交付税制度の算定ルールは複雑になり、総務省の担当官以外にはほとんど理解できないものになっている。特に、補正係数は表面的にはもっともらしいルールになっているが、あまりにも多く複雑であるため、その規模とともに必要性すら外部からチェックできなくなっている。

したがって、交付税算定ルールの大幅な簡素化を検討すべきである。また、基準財政需要項目については、特に投資的経費部分はすでにこの数十年でほとんどの整備は終わっているはずであるから、全面的な削除を検討すべきである。さらに、残る交付税規模の決定要因である単位費用は、総務省による各基準財政需要項目への価格

付けであり、交付税規模を増大させてきた決定的要因であるから、その設定根拠を明確にし、レベルを引き下げる方向で見直すべきである。

増収効果反映ルールの設定と 廃村選択の道を

第2に、交付税額に増収効果反映のルールを導入することである。

現行の地方交付税制度では、経済活性化などの自助努力をせず、一定のルールに従った徴税を行なっていれば、不足分は常に補填される。しかし、再分配制度の本来の趣旨は、支援することにより当該自治体の能力を限度一杯まで引き出し、他の自治体と互角に競争できるように育てることにある。少なくとも、そうした自助努力インセンティブを助長するシステムを交付税制度の中に組み込まなければならない。つまり、交付税を有効に利用し、増収効果が発現したならば、次年度以降の交付税額を割り増す一方、長期にわたり増収効果がまったくあられない自治体に対しては、一定比率削減するといったメカニズムの導入が必要である。

もちろん、こうしたシステムの導入と同時に、どうしても経済の活性化が望めない基礎自治体がでてくるかもしれない。この場合には、もはや基礎自治体として存立させることが不可能なので、いわゆる「廃村」も選択できるようにすべきであるし、あるいは都道府県による直接管理という形態もとりうるようにすべきである。

地方自治制度改革や地方財政制度改革を含めた トータルな改革プランの作成が不可欠

高度成長期の豊富な税収を前提とした現行の地方交付税制度は、もはや持続可能ではない。地方交付税改革は、40兆円を超える借り入れの規模からみても、もはや先送りできない喫緊の課題である。

早急な対応が必要であるが、地方分権化を真剣に推進していくためには、地方交付税制度の改革とともに、市町村・府県合併などの地方自治制度改革や補助金廃止・税源配分・課税自主権付与などの地方財政制度改革も含めたトータルな改革プランの作成が不可欠であることを最後に指摘しておく。

アメリカにおける「国家の安全」と「個人の自由」

法的枠組みと歴史的議論

渡部恒雄

(CSIS 戦略国際問題研究所日本部主任研究員)

2001年9月11日のアメリカ本土への史上最大のテロ攻撃という新しい事態に直面し、「市民の自由」と「国家の危機への安全保障」という相反する課題をめぐり、アメリカ国内では活発な議論が展開されている。特に非常事態における個人の自由の保障は、有事法制が未整備な日本の今後の法整備への参考になると思われる。この問題に対するアメリカの考え方の枠組みは、大統領は国内の非常事態に対処するために、軍事力を含めあらゆる手段を行使できるが、憲法で保障されている市民の権利を侵害するような大統領権限の行使は、真に差し迫った状況だけに限定され、かつ一時的な措置で、時後に司法の審査があることが条件というものである。

このような枠組みは、アメリカの歴史上のさまざまな試行錯誤を通じて作られてきており、過去の議論と判例の積み上げが重要な意味を持つ。実際のところ、合衆国憲法には非常事態の規定はほとんどない。非常事態の規定が憲法に規定されている大陸法体系の伝統とは異なり、英米法体系のアメリカは、憲法に非常事態を定める内容はなく、大統領が非常事態を宣言することで国家的な危機に対処してきている。

たとえば、ミリガン事件では、南北戦争中に軍事裁判で有罪となった被告が、司法の再審査により釈放されたことや、第二次大戦時に、国家非常事態下での日系アメリカ人に対する強制

退去について、政府の違憲性を訴えたコレマツ氏は1944年の最高裁で敗訴し、非常時における大統領のこのような権限行使の正当性が認められた(1988年になり議会在立法措置で、日系アメリカ人に賠償を行なっている)。また、ベトナム戦争およびウォーターゲート事件後の1976年には、大統領の非常権限を制限する目的で国家非常事態法が成立し、議会は自らの権限を拡大し、大統領権限へのチェック機能を強めてきた。

現在アメリカは、テロ防止、犯人逮捕のために、FBI(連邦捜査局)による電話とインターネットの盗聴基準を緩和したり、テロの容疑者を無期限に拘留できるという内容の反テロ法等をめぐって議論が進行している。反テロ法は、国家の安全の立場からみると、テロの容疑者捜査への非効率な法的手続きを整理する狙いがあり、個人の自由保障の立場からみると、政府の恣意的な判断で、個人の自由が奪われる可能性が大きく増大したことになる。

現在、特にリベラル系の新聞を中心に、自由擁護派からの政府批判は根強いが、特筆すべきことは、11月27日付けのワシントンポスト—ABCの世論調査によれば、対テロ戦争の開始以来、81%の回答者が、政府は個人の権利を十分に守っていると考えており、多くのアメリカ人が政権に対し、依然として大きな信頼をおいていることである。

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50音順)

香西 泰	島田晴雄	浅見泰司	池尾和人	伊藤元重	浦田秀次郎	大田弘子	北岡伸一
		小島 明	榊原清則	篠原総一	清家 篤	田中明彦	田村次朗
		西村清彦	船橋洋一	本間正明	山田厚史	吉田和男	若杉隆平

エディトリアル・ノート

この10年間、「来年こそは」と念じて年の瀬を迎えた人も多かったと思う。しかし、この年の瀬は「来年はもっと悪くなる」と思わざるをえないような状況が重なっている。そういうなかでも、多くの人々は小泉構造改革を支持している。早急な改革断行と、そして

明るい展望を、望んでいる。

大田弘子氏は、政府の2段階方式の財政改革の方法論は正しいが、問題は「政治的抵抗」の強い公共事業、社会保障、地方財政の分野で「中身の改革」を断行できるか否かだとしている。田中一昭氏は、特殊法人改革は日

本の社会・経済構造に関わる問題であり、今度こそまともな改革をすべきだとして徹底的な改革実行を提言する。跡田直澄氏は、現行の地方交付税制度はもはや持続可能ではなく、地方分権化推進という観点から見ても早急な改革が必要だとしている。(H)

Intellectual Cabinet No.60

2001年12月15日発行

(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

© 2001 The Tokyo Foundation

発行 東京財団研究推進部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2

日本財団ビル3階

TEL.03-6229-5502 FAX.03-6229-5506

URL: <http://www.tkfd.or.jp>

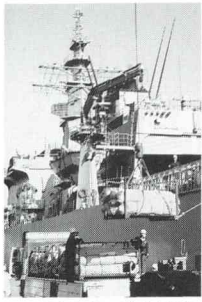
発行人 日下公人

編集人 堀岡治男

編集協力 中田雅与・新保秀樹

デザイン 山崎登

印刷 精文堂印刷株式会社



写真提供/読売新聞社

「テロ対策」という軍事行動と距離を

●特別寄稿

山田厚史 朝日新聞アジア総局

やまだ・あつし

アメリカ軍のアフガニスタンへ制圧は、「テロとの戦い」という範囲を超え、国際的治安維持のためならば、途上国の主権や人々の生命・財産を侵してもいい、という「新帝国主義」の兆しさに見える。日本は「大国の奢り」に同調すべきではない。

**「大国の奢り」を戒めるのが
アジアの一角にいる日本の務めだ**

強引な論理はパレスチナ自治政府に対するイスラエルの度を超えた「報復攻撃」の口実にもなった。暴力や武力行使をどう意味づけするかは、国際政治では大国の論理がまかり通ることが多い。「反テロ」とか「報復制裁」といえば理不尽な武力行使がまかり通るような風潮を許すべきではない。

アメリカで起きたテロは許し難いものである。だが、容疑者オサマ・ビン・ラディンを捕らえる（あるいは殺害する）ため、どれほどの人が死ねばいいのか。武器の実験のような空爆は、罪のない人まで殺傷するばかりかさらなる難民をつくり出し復興の妨げにもなる不発弾や環境破壊をまき散らした。「夷をもって夷と戦わず」内戦を背後で煽っているアメリカの戦術には、途上国の人権への軽視が読みとれる。日本はその目線に立ってはいけない。「大国の奢り」を戒めるのが、アジアの一角にいる日本の務めだ。

「失敗国家は叩き潰す」と言わんばかりのアメリカのやり方に、「逆らわないほうが得だ」というのがアジアの大方の政府である。だが多くの人は大国の身勝手さを不快に思っている。

タリバンは周辺諸国の嫌われ者だった。だからといって、抹殺される理由はない。自分の手では攻め滅ぼせないとわかると、ならず者のような反タリバン勢力と組んで内戦を煽るのは、今後に禍根を残すだろう。大国のご都合主義が今日のアフガニスタンを作った教訓が生かされていない。

「世界平和」とか「主権の尊重」とか日ごろ言っている、自分たちの秩序が脅かされると、なりふり構わぬ振る舞いをする。ダブルスタンダードを使い分ける大国の「優越思想」と、その裏で途上国を見下す「本音」を見

日本は「大国の奢り」に同調すべきではない。

アフガニスタン復興への協力は大事だが、タリバン後の「権益争い」に

首を突っ込む愚は避けたい。PKOやPKFでは

別途編成した「国際平和協力隊」を派遣すべきである。

る思いだ。

援助ビジネスの既得権者に アフガニスタン援助を委ねない配慮と監視が必要

ODA (政府開発援助) を使った支援では、まず日本の援助方針を貫くことが大事で、戦争協力報奨金のような「つかみ金援助」をパキスタンやインドに行なうべきでない。パキスタンとインドに新規の援助を中止したのは、両国が日本の説得に応じないまま核実験を繰り返したことへの「制裁措置」だった。大量破壊兵器の開発を進める国にはODAを供与しないというのは、日本のODA 4原則に沿った決定である。パキスタンへの援助再開はアメリカの戦争に協力した「ご褒美」と見られる。タリバンに同調的だったパキスタンがアメリカ軍に協力する見返りに経済支援を求め、日本がODAで協力することになった。

では日本が求めていた核開発の抑制とどうつながるのか。パキスタンはその点にどのような約束をしたのか。そのへんを明らかにせず、アメリカの仕切った交渉の支払い部分だけ日本が担当するのでは、日本の援助が何のためにあるのか国際的に説明がつかない。政策変更するのであれば納税者への説明責任を果たすべきだ。

アフガニスタンの復興援助も同様である。復興への協力は大事だが、タリバン後の「権益争い」に首を突っ込む愚は避けたい。アフガニスタンが、カスピ海で産出する天然ガスの搬出ルートであることから、日本もくさびを打っておきたいという思いから、軍が出られない代わりに援助で、という発想が政府や自民党の一部にはあるようだ。復興援助を日本の公共事業の延長のように考えているODA族議員もいる。援助ビジネスの既得権者にアフガニスタン援助を委ねない配慮と監視が必要だ。

援助は人道支援を第一とし、現地で活動するNGOなどと協力して、人々の生活安定に必要な、実のある援助を探るべきだ。インフラ整備は、政治情勢が落ち着いてから、相手国政府の実体や事業の有効性を吟味して行なうべきである。パキスタンへの援助再開と同様、国際協力という名の元に日本の援助がアメリカの「現金支払い機」にならないようにしなければならない。

自衛隊は派遣しない 別途編成した「国際平和協力隊」が担当する

自衛隊の派遣も、対米関係にのみ目が向かいアジアの人々がどう思うか、という配慮を欠いていた。自衛隊派遣を米大統領の前で小泉首相が表明し、実際に決めてしまってからアジア諸国に了解を求めるというやり方である。顔がアメリカに向いて、尻をアジアに向ける外交だ。

今回の自衛官派遣は、自衛隊の海外派遣、アジア海域での米軍との共同行動を行なう、という実績作り以外のものではない。タリバンが支配力を失った今、自衛艦が出かける意味はほとんどない。あえて行く意味があるとすれば、それは憲法の空文化とアメリカの戦争への支持表明を形で表わすためである。

日本はこれまで他国の国際紛争に武力介入しないという原則を貫いてきた。海外で軍事行動を展開するのは難しいし、失敗が多い。そのことは身をもって体験している。これからもすべきでないだろう。海外での軍事活動は行なう必要はないし、それは恥ずべきことでもない。日本は平和を追求する国であることを貫くべきだ。

だがPKOやPKFが必要な場合、平和維持の立場から協力する準備は整えておくのも一案である。自衛隊は派遣しない。別途編成した「国際平和協力隊」が担当する。18万人の陸上自衛隊から3万人ぐらい分離して、独立した組織をつくる。最小限の火器と輸送・警備用の艦艇を装備する。警察と海上保安庁を足し合わせたような状況で、外国で活動できる部隊にする。海外での平和維持活動は、戦闘力より語学力や地元の文化や暮らしへの理解能力が重要だ。武力より知性・常識を鍛え、そのうえで部隊行動ができる若者を揃える。

武力行使ではなく、選挙の実施など秩序作りや難民の警護に協力する。ボランティアや青年協力隊に出るような情熱と行動力のある若者を集める。軍隊ではなく平和部隊で、世界に目を広げ、多様な地域の言語や生活習慣を学び、必要に応じて平時から現地と連絡をとりあう。

国際協力に日本独自の協力の仕方があっていい。外交も援助も、日本は自分の道を考えはじめた、という姿勢を国際社会に示すことが大事だ。